

新潟市旅費条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 9 号

新潟市旅費条例

新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号）の全部を改正する。

（目的及び適用範囲）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のため旅行する本市職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 この条例の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 水道局企業職員
- (2) 市民病院企業職員
- (3) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務庁（常時勤務する勤務庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行

することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定めるものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。この場合において、旅費の全部又は一部の支給は、交通機関の乗車券、宿泊券その他の旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面の交付をもって、これに代えることができる。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族

(4) 職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、

又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国に勤務する職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合には、当該遺族

3 職員が、前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員以外の者が市の依頼に応じ、公務のため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第2項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定める額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災、交通事故その他その者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、旅行役務提供者又は用務の主催者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者又は用務の主催者に対し、当該金額を旅費に相当する

ものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下この条及び次条において「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 第2条第3号及び第4号の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 旅行命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合において、自ら又は旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(出張命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等に従って旅行することができない場合には、速やかに旅行命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(居住地からの旅行)

第7条 本市以外の地に居住する者が、その居住地から直に旅行する場合において、居住地から目的地に至る旅費額が勤務庁から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅費については、勤務庁から目的地に至る旅費を支給する。

(年度の経過等による区分計算)

第8条 旅行中における年度の経過等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者又は用務の主催者は、請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

3 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類は、規則で定める。

(職員以外の者の旅費)

第10条 第3条第4項の規定により支給する旅費については、この条例による職員の旅

費との均衡を考慮し規則で定める。

(県内等出張旅費)

第11条 職員が勤務庁の所在する都道府県内に出張した場合の旅費は、規則で定める。

(外国旅行の旅費)

第12条 職員が外国に旅行した場合の旅費は、規則で定める。

(旅費の調整)

第13条 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行をすることが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第14条 職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該出張命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟市旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

5 新潟市実費弁償条例（昭和26年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）第27条」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第9号）第10条」に改める。

6 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による費用弁償は、内国旅行の場合は新潟市旅費条例（令和8年新潟市

条例第 9 号。以下「旅費条例」という。)の規定により市長に支給される額に相当する額とし、外国旅行の場合は旅費条例の規定により市の常勤の特別職の職員に支給される額に相当する額とする。ただし、外国旅行において、議長に対して航空賃(航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びそれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。)を利用する移動に要する費用をいう。)を支給する場合には、旅費条例の規定により市長に支給される額に相当する額とする。

- 7 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号。以下「条例」という。)」を「新潟市旅費条例(令和8年新潟市条例第9号。以下「旅費条例」という。)」に、「条例に」を「旅費条例に」に改める。

- 8 新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年新潟市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条中「新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)」を「新潟市旅費条例(令和8年新潟市条例第9号)」に改める。

- 9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例(平成元年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条中「新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)」を「新潟市旅費条例(令和8年新潟市条例第9号)」に改める。

- 10 新潟市固定資産評価審査委員会条例(平成9年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)」を「新潟市旅費条例(令和8年新潟市条例第9号)」に改める。

- 11 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年新潟市条例第32号)の

一部を次のように改正する。

第26条第2項中「新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）」を「新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第9号）」に改める。

（関係条例の一部改正に伴う適用区分）

12 次に掲げる規定は、施行日以後に出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令を発し、かつ、施行日以後に当該出張命令を変更する旅行については、次に掲げる規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- （1） 附則第5項の規定による改正後の新潟市実費弁償条例第2条第1号の規定
- （2） 附則第6項の規定による改正後の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定
- （3） 附則第7項の規定による改正後の新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の規定
- （4） 附則第8項の規定による改正後の新潟市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第15条の規定
- （5） 附則第9項の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例第7条の規定
- （6） 附則第10項の規定による新潟市固定資産評価審査委員会条例第13条の規定
- （7） 附則第11項の規定による新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例第26条第2項の規定